特集 農林水産知財の保護法制

家畜遺伝資源に係る初の知的財産立法について (和牛遺伝資源の不正流通防止のための新たな法制)



農林水產省経営局協同組織課長 (前)農林水産省生産局畜産部畜産振興課室長 三上 卓矢

1 はじめに

令和2年4月、優良な家畜の遺伝資源を知的財産ととらえて保護する法制としては本邦初となる「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(以下「新法」と言います)が公布されました。和牛については、世界各地で高く評価されるようになってきており、この人気にあやかって本物の和牛の肉だと誤解させるような商売をする動きも出てきましたので、商標(例:和牛統一マーク)や地域団体商標(例:松阪肉(まつさかにく))、更には地理的表示(例:神戸ビーフ)などにより、商標や名称などを保護する仕組みを活用して差別化を図ってきたところですが、和牛そのものを繰り返し大量に生産するために決定的な役割を担う受精卵などの遺伝資源そのものを保護する仕組みは存在していませんでした。新法は、家畜の遺伝資源の保護を図る初めての法制ですが、法律の条文そのものは「不正競争防止法」(特に「営業秘密」と「限定提供データ」に関する規定)を参考にさせていただきましたので、非常に似通っているものも多いところではあります。しかしながら、家畜遺伝資源特有の事情などもありますので、本稿では、法律の制定に至る背景や経緯とともに、同時に公布されて関連の深い「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」(以下「改正法」と言います)にも触れながら、法律の内容を説明させていただきたいと思います(参考1は両法の概要(イメージ))。

2 背景

平成30年6月、和牛の受精卵等の中国への流出未遂事件が発覚しました(参考2にこの事件以降の時系列(まとめ))。和牛が世界的にも高い評価を受けるようになってきている中、この事件は、畜産関係者のみならず、食べることを除いて畜産業に直接関係していない多くの方々に大きな衝撃を与えることになりましたので、その後の展開も含め、読者の皆様の中にも何らかの形で耳にされた方も相当程度いらっしゃるのではないかと思います。この事件は、家畜の伝染病のまん延を防止するための家畜伝染病予防法に規定されている、受精卵などの遺伝資源の輸出に当たって必要な検査(特定の相手国と協議して決定した衛生条件に沿って検査を行う必要があるものの、日本における過去の口蹄疫の発生を背景に、どの国との間にも有効な衛生条件が存在しなくなり、現在は、事実上、輸出ができない状態)を受けずに日本から持ち出されたものが中国当局により発見されて止められたというものです。家畜伝染病予防法や関税法などに違反する犯罪で